【EU】温室効果ガス削減政策パッケージ「Fit for 55」の公表

海外立法情報課 濱野 恵

*2021 年 7 月、2030 年までに温室効果ガス排出量を 1990 年比で 55%以上削減するという目標を達成するための包括的な政策パッケージ「Fit for 55」が公表された。

1 背景・経緯

2019 年 12 月に公表された EU の成長戦略である欧州グリーンディール(COM(2019) 640)は、2050 年までに EU の温室効果ガス排出量を実質ゼロにする気候中立(climate-neutral)の達成、2030 年の排出量削減目標の 1990 年比 40%から 50%以上への引上げ、EU 排出量取引制度(EU Emissions Trading System: EU ETS) 1 の強化、カーボンリーケージ(carbon leakage) 2 に対応するための国境炭素調整メカニズムの導入等を掲げ、関連する法令の見直し等を行うとした。

2020年9月、欧州委員会は、2030年までに排出量を1990年比55%以上削減する目標を掲げる2030年気候目標計画(COM(2020)562)を公表し、同年10月の2021年事業計画(COM(2020)690)では、2030年目標達成のための政策パッケージ「Fit for 55」を2021年に発表するとした。

翌 2021 年 7 月には、欧州気候法(Regulation (EU) 2021/1119) 3 が公布され、2050 年までに 気候中立を達成し、2030 年までに温室効果ガス排出量を 1990 年比で 55%以上削減するという 拘束力のある目標が法定化された。これに続き、同月 14 日、欧州委員会は、2030 年目標達成 のための包括的な政策パッケージ「Fit for 55:気候中立に向けた EU の 2030 年気候目標の達成へ」 4 (以下「Fit for 55」)を公表した。

2 「Fit for 55」の概要

(1) 構成

「Fit for 55」は全5章(第1章「Fit for 55: 気候中立に向けた EU の 2030 年気候目標の達成へ」、第2章「経済全体アプローチ:公正で競争力のあるグリーンな移行」、第3章「機会とインセンティブ: 競争力のある移行のための技術革新及び投資」、第4章「持続可能な世界における持続可能な EU」、第5章「結論」)から成り、既存立法の改正提案8つと、制度創設等を行う新規立法提案5つを伴う 5 。今後、これらの提案は欧州議会及びEU 理事会で審議される 6 。

_

^{*} 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年10月12日である。

¹ 各国政府が、事業者に対し、温室効果ガスを排出できる上限値として排出枠を有償又は無償で割り当て、事業者は、 実際の排出量が排出枠を超えた場合には他の事業者から排出権を購入することが義務付けられる一方、実際の排 出量が排出枠を下回った場合には余剰排出枠を他の事業者に売却し利益を得ることができる仕組み。

² 排出量規制の緩い国外への生産拠点の移転や、排出量規制の緩い国からの製品輸入による国内製造品の代替が起こり、国内及び世界全体としての排出量削減の努力が損なわれること。

³ 濱野恵「【EU】欧州気候法の公布」『外国の立法』No.289-1, 2021.10, pp.20-21. https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo 11767240 po 02890108.pdf?contentNo=1>

⁴ European Commission, "Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions: 'Fit for 55': delivering the EU's 2030 Climate Target on the way to climate neutrality," COM(2021) 550, 2021.7.14. https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52021DC0550

⁵ 規則、指令の改正と新規制定。「規則」は規定された内容が加盟国に直接適用される。一方、「指令」は加盟国に直接適用されるのではなく、国内実施の措置を講ずる必要があり、その形式や手段は加盟国に委ねられる。

^{6 「}Fit for 55」については、EUの各種産業団体から、賛意に加え、不満、要望等も多く寄せられている。「欧州産

(2) 既存立法の改正提案

- ① EUETS 指令 (Directive 2003/87/EC) 等の改正案 (COM(2021) 551) : EUETS の海運部門 への適用拡張、EU全体の総排出枠年間削減率の 2.2%から 4.2%削減への引上げ、道路輸送・建物部門を対象とした排出量取引制度の新設等。
- ② EU ETS 指令における航空部門関係の改正案 (COM(2021) 552) : 航空部門に割り当てられている無償の排出枠の段階的削減等による EU ETS の強化等。
- ③ **努力共有 (Effort Sharing) 規則 (Regulation (EU) 2018/842) の改正案 (COM(2021) 555)**: 2030 年目標達成に向けた各加盟国の温室効果ガス削減目標の引上げ等。
- ④ 土地利用・土地利用変化・林業(Land Use, Land Use Change and Forestry: LULUCF)規則(Regulation (EU) 2018/841)等の改正案(COM(2021) 554): 森林等の自然吸収源による EU 全体及び加盟国別の炭素除去目標の設定等。
- ⑤ 再生可能エネルギー指令 (Directive (EU) 2018/2001) 等の改正案 (COM(2021) 557): 最終エネルギー消費に占める再生可能エネルギー割合の 2030 年目標の 32%から40%への引上げ等。
- ⑥ エネルギー効率化指令 (Directive 2012/27/EU) の改正案 (COM(2021) 558) : 最終エネルギー消費量の 2030 年削減目標を、2020 年基準の現状維持シナリオから 9%削減に引上げ(従前目標は 2007 年基準の現状維持シナリオから 32.5%削減。新目標は、従前の 2007 年基準では 36%削減に相当)等。
- ① エネルギー課税指令 (Council Directive 2003/96/EC) の改正案 (COM(2021) 563): 燃料、電力等の最低税率を、環境への配慮の程度等に基づき設定 (例: 化石燃料エネルギーには高税率、再生可能エネルギーには低税率)等。
- ⑧ 乗用車排出量性能基準規則 (Regulation (EU) 2019/631) の改正案 (COM(2021) 556) : 新車の二酸化炭素排出量削減目標の引上げ (2030 年以降は 2021 年比で 37.5%削減から 55%削減への引上げ、さらに 2035 年以降は 100%削減への引上げ) 等。

(3) 新規立法提案

- ① 国境炭素調整メカニズム規則案(COM(2021) 564): 特定の産業(セメント、電力、肥料、 鉄鋼、アルミニウム)の製品を EU 域外から輸入する際、輸入者に対し、製品製造時の排出 量に応じた国境炭素調整メカニズム証書の納付(価格は EU ETS の排出枠価格と連動)を義 務付ける等。
- ② 代替燃料の設備整備規則案 (COM(2021) 559): 同名の指令 (Directive 2014/94/EU) を廃止し、新たに規則とするもの。化石燃料に代わる代替燃料の利用促進のため、乗用車の充電や代替燃料の充填の設備整備に関する最低基準を設定する等。
- ③ **ReFuelEU 規則案 (COM(2021) 561)** : EU 域内の空港において提供される航空燃料に含まれるべき持続可能な航空燃料の最低割合の設定等。
- ④ FuelEU 規則案 (COM(2021) 562) : EU 域内の港を発着する船舶の使用エネルギーにおける温室効果ガス含有量の上限設定等。
- ⑤ 社会気候基金 (Social Climate Fund) 創設規則案 (COM(2021) 568): 道路輸送・建物部門 を対象とした排出量取引制度の新設等により、大きな影響を受ける可能性がある者 (低所得 者層、零細企業等)を支援するための社会気候基金の創設 (2025 年から 2032 年まで)等。

業界、欧州委の気候変動対策パッケージに賛意や不満を表明」2021.7.20. JETRO ウェブサイト https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/07/006a7c12a1356924.html